

資 料

〔個別間接税との関係(地方税関係)〕

平成23年12月14日

総 務 省

消費税：個別間接税との関係（地方税関係）

1. 課題

- 地方たばこ税、軽油引取税等の地方の個別間接税と、消費税との関係をどう考えるか。

2. 留意点

- 地方税においては、個別間接税を含む価格に消費税が課されているのは、地方たばこ税のみ。
（軽油引取税については、他の石油関係諸税と異なり、税額分に対して更に消費税が課されているわけではない。）
- 自動車取得税や不動産取得税は、消費税とは課税根拠を異にし、国際的にみても付加価値税と併課されている場合が少なくない。
- 消費税率（国・地方）を5%に上げた平成6年秋の税制改革においても、個別間接税との負担調整は行っていない。更に、今般の改革の目的は、社会保障財源の確保と財政健全化の同時達成であること、前回の税率引上げ時より財政は更に悪化していることを踏まえると、代替財源の確保なしに個別間接税の減税を行うことは適当ではないのではないか。
- 地方たばこ税や軽油引取税については、健康との関係や地球温暖化対策の観点からも減税を行うことは適切ではないのではないか。